

吉野町広告入り封筒の受け入れに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、本町が使用する広告入り封筒の受け入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる封筒)

第2条 受け入れの対象となる広告入り封筒(以下「広告入り封筒」という。)は、別表のとおりとする。

(広告入り封筒に掲載する広告の基準等)

第3条 次の各号に掲げる広告のいずれかに該当するものは、広告入り封筒に掲載しない。

- (1) 吉野町広告掲載実施要綱(平成21年1月吉野町要綱第2号)第3条第1項各号に規定するもの
- (2) 吉野町広告掲載基準(平成21年2月1日施行)第4条各号に規定する業種又は事業者の広告
- (3) 吉野町広告掲載基準第5条各号に規定するもの

(受け入れ申出者の公募)

第4条 広告入り封筒の受け入れを希望する者(以下「寄贈希望者」という。)は、公募により選定するものとする。

2 前項の公募は、吉野町ホームページ、広報紙またはその他町長が必要と判断した方法により行うものとする。

(受け入れの申込み)

第5条 寄贈希望者(広告代理事業者及び印刷事業者を含む。)は、申込書に必要事項を記入の上、町長が指定する期日までに申し込まなければならない。

(受け入れ採納の決定)

第6条 町長は、前条の規定により受け入れ採納の申込みを受けたときは、可否を決定し、受理することを決定したときは広告入り封筒受け入れ受理通知書(第1号様式)により、受理しないことを決定したときは広告入り封筒受け入れ不受理通知書(第2号様式)により寄贈希望者に通知するものとする。

2 町長は、寄贈希望者の数が多数あるときは、吉野町広告審査委員会が決定するものとする。

(協定書の締結)

第7条 町長は、受け入れ採納を決定したときは、当該寄贈採納の決定を受けた者(以下「寄贈決定者」という。)と広告入り封筒の作製及び受け入れに関する協定を締結するものとする。

(広告入り封筒の作製)

第 8 条 寄贈決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に町長と協議し、町長の承諾を受けた後に広告入り封筒を作製しなければならない。

2 寄贈決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、町が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第 9 条 町長は、前条第 1 項の承諾を行うに当たり、広告主及び広告内容について吉野町広告掲載実施要綱第 9 条に規定する吉野町広告審査委員会の審査に付するものとする。

(広告内容等の変更)

第 10 条 町長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要項に違反していると判断したときは、寄贈決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第 11 条 広告入り封筒の作製に要する費用は、すべて寄贈決定者の負担とする。

(受け入れの取下げ)

第 12 条 寄贈決定者は、自己の都合により本町への広告入り封筒の受け入れ希望を取り下げることができるものとする。

2 寄贈決定者は、前項の規定により受け入れ希望を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(使用用途及び期間)

第 13 条 広告入り封筒の使用用途は、町が決定するものとし寄贈決定者が制限することはできない。

2 広告入り封筒の使用期間は、町長が別に定める期間とする。

(問題発生時等の対応)

第 14 条 寄贈決定者は、広告入り封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第 15 条 町長は、受け入れした広告入り封筒が本町で使用する封筒として適当でないことを認めるときは、当該封筒の使用を中止することができる。

(その他)

第 16 条 この要項に定めるもののほか、広告入り封筒に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

別表

封筒の種類	担当課
各課等共通使用封筒（角型1号封筒）	財務課
各課等共通使用封筒（角型2号封筒）	財務課
各課等共通使用封筒（長型3号封筒）	財務課
介護保険用窓付き封筒	長寿福祉課

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

様

吉 野 町 長 印

広告入り封筒受け入れ受理通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告入り封筒の受け入れについては、受理することと決定したので通知します。

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

様

吉 野 町 長 印

広告入り封筒受け入れ不受理通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告入り封筒の受け入れについては、受理しないことと決定したので通知します。

・受理しない理由